

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業者を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

指定（介護予防）居宅サービス事業所等に係る変更届の取り扱いについて

標記について、介護保険法第75条第1項及び第115条の5第1項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合には、変更後10日以内に変更届を提出することとなっていますが、**「運営規程」における従業者の員数のみの変更**について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 対象サービス （介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売
- 2 内容
 - (1) 4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、下記(2)の条件を全て満たす場合は、4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。この場合は、上記以外の時期に従業者の員数に係る変更届の提出の必要はありません。
 - (2) 条件
 - ① 管理者の変更でないこと。
 - ② サービス提供責任者（訪問介護）の変更でないこと。
 - ③ 介護保険法第70条の2又は第115条の11に基づく指定の更新を受けるものでないこと。
 - ④ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚

生労働省令第35号)に定める人員基準を満たしていること。

- ⑤ 従業者の員数の変更により、介護報酬算定体制に変更(加算、減算)がないこと。
- ⑥ 制度改正等により従業者に係る保有資格の確認が必要な場合や指導監査の改善報告等により県が変更届の提出を求めていること。

3 適用日 平成27年 4月 1日

ただし、平成27年4月1日に、前回提出の内容から従業者の員数に変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

4 留意事項 (1) 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。(変更届の提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。)

(2) 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定の翌年度については、上記2(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「指定年月日の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。

(3) 管理者又はサービス提供責任者(訪問介護)に変更が生じた場合の取り扱い

管理者又はサービス提供責任者の変更が生じた場合は、従来どおり、変更届の提出が必要です。その際に、直近の県への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、必要書類を添付してください。この場合には、上記2(1)の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「管理者又はサービス提供責任者の変更年月日」と読み替えるものとします。

(4) 指定の更新を受ける場合の取り扱い

指定の更新を受ける場合には、直近の県への届出内容から従業者の員数に変更が生じている場合には、従来どおり、変更届の提出が必要です。

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ

TEL 087-832-3269

FAX 087-806-0206